平成２３年（フ）第３７号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営有安団地５棟101号
債務者　大久保宏子（旧姓井芹）
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県飯塚市菰田東１丁目４番35号　シャトレ和201
債務者　岡本　洋子（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４８２号
佐賀県鳥栖市養父町495番地　ハイツシェステA205
債務者　福井真由美
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
佐賀県鳥栖市蔵上３丁目127番地　ピュアレジデンスD202
債務者　目能　厚美
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
佐賀県佐賀市光１丁目３番21号
債務者　古賀　弘高
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
佐賀県鳥栖市藤木町2278番地
債務者　矢冨トミ子
１　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
佐賀県佐賀市富士町大字上熊川132番地
債務者　山下　優子（旧姓石丸）
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木375番地
債務者　百武　太一
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井2225番地１
債務者　相原　美紀
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
佐賀県佐賀市富士町大字古湯821番地８
債務者　成竹なるみ
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄211番地16
債務者　重松　良則
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目14番17号
債務者　江島みのり
１　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
大分県中津市本耶馬渓町折元1243番地　中津市本耶馬渓総合福祉センター生活支援ハウス、住民票上の住所大分県中津市本耶馬渓町東谷4737番地
債務者　松山ヨシ子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
大分県豊後高田市田染上野712番地
債務者　渡邊　直行
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
大分県宇佐市院内町大副510番地の３、住民票上の住所大分県宇佐市院内町副1613番地の15
債務者　川野　忠信
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
大分県中津市大字高瀬1320番地　市営田能住宅10号
債務者　榎本　直人
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
宮崎市大字小松2822番地１　第二日高コーポ205号
債務者　山元　康敬
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで　宮崎地方裁判所破産係